

下関市上下水道局余裕期間制度活用工事に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（以下「余裕期間」という。）を実工期の前に設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日の翌日から着工日（工事開始日）の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 着工日（工事開始日）から工事完成期限までの期間をいう。
- (3) 発注者指定方式 発注者が着工日（工事開始日）をあらかじめ指定する方式をいう。
- (4) ゼロ債務負担行為 債務負担行為のうち、契約する年度において、予算執行を伴わず、全額を翌年度以降に支出するものをいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）の対象は、ゼロ債務負担行為を活用した工事とする。ただし、余裕期間を設定することが不相当であると管理者が判断する場合は、この限りではない。

(余裕期間及び工期の設定)

第4条 管理者が設定する余裕期間は、工事に必要な実工期日数の40%を超えず、かつ、5月を超えない範囲とする。

2 契約書へ記載する工期は、実工期とする。

(前払金の請求)

第5条 受注者は、着工日まで、余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）の前払金を請求することができない。

(監理技術者等の配置)

第6条 余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第7条 余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）における受注者の現場管理責任は、着工日から発生するものとする。

2 受注者は、余裕期間内に、現場に搬入しない資材等の手配及び書類作成等の準備を行うことはできるが、測量、現場への資材の搬入及び仮設物の設置等の準備を含め、工事に着手してはならない。

3 前項に定める余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
(入札公告への記載)

第8条 余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）を発注する場合は、入札公告に、次に掲げる内容を記載することとする。

(1) 余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）であること。

(2) 余裕期間及び実工期

(3) 余裕期間内は、監理技術者等の配置を要しないこと。

(4) 「余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）に関する特記仕様書（別記）」の確認をすべきこと。

(工事实績情報システム（CORINS）の登録)

第9条 受注者が工事实績情報システム（CORINS）に登録する工期及び技術者情報従事期間は、契約書に記載する実工期とする。

(契約保証の期間)

第10条 余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）の契約保証の期間は、契約締結日から工事完成期限までとする。

(経費の負担)

第11条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年1月5日から施行し、同日以後に入札公告を行うものから適用する。

(下関市上下水道局余裕期間制度活用工事に関する取扱要領（試行）の廃止)

2 下関市上下水道局余裕期間制度活用工事に関する取扱要領（試行）は、廃止する。